

○茨城県立医療大学機器開発促進部会設置要項

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学地域貢献研究センター運営委員会設置要項第10条の規定に基づき、茨城県立医療大学機器開発促進部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域貢献研究センター長
- (2) 各学科（看護学科においては助産学専攻科を含む）、各センターから推薦された専任教員各1名及び附属病院から推薦された者1名
- (3) 総務課長
- (4) その他学長が指名する者

(審議事項)

第3条 部会は、次の各号にかかる事項を審議し、地域貢献研究センター運営委員会に報告する。

- (1) 茨城県立医療大学・いばらき成長産業振興協議会機器開発促進会議に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項

(任期)

第4条 部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに部会員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会には、部会長を置く。部会長は、地域貢献研究センター運営委員長が地域貢献研究センター運営委員会の意見を聞いて指名する。

(会議)

第6条 部会長は、部会を招集し、その議長になる。

- 2 部会長に事故あるときは、部会員のうちから互選された者がその職務を代行する。
- 3 部会は、部会員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 部会において議決を要する事項は出席部会員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(作業グループの設置)

第8条 部会は、必要に応じて作業グループを設置することができる。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て部会長が定める。

付 則

この規程は、平成27年7月22日から施行する。